

【当該地域の所有者不明農地の概要】

・能勢町地黄地区は基盤整備された地域であり、地域計画の意向調査時に、貸したいとする農地所有者に所有不明農地が点在することが判明した。基盤整備であることから一定規模で農地を貸借するためには、所有者不明農地等の特定と、その解消が必要となっている。

当該農地の概要	所有者が転居・死亡した5名の農地 が不明
筆数や面積	5筆、11,291㎡

【簡潔な取り組み実績スケジュール】 別紙ロードマップ参照

- ・大阪府農業会議は大阪府の高度利用農地確保事業を受託し、当地域内の全農家を対象に、将来の農地利用意向の詳細を把握した
- ・この過程で地域農家に所有者不明農地の情報を収集し、5名が所有者不明農地の地権者であることを特定
- ・農業委員会にこの5名の戸籍取得を依頼
- ・判明した相続人に意向を把握した

探索	7か月
所有者不明農地の確定	1か月
農家の意向確認	1か月

【支援地域の地図・航空写真等を掲載】

- ・別添1のとおり

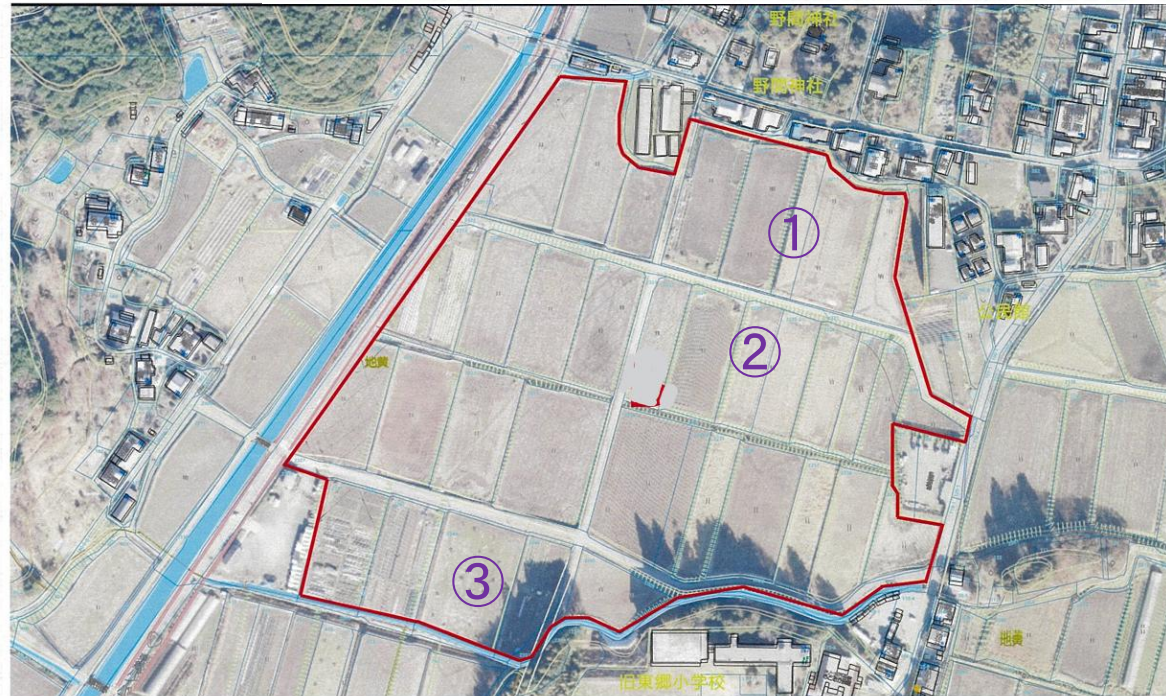
【農業委員会の取組内容、農業会議の支援内容】

- ・大阪府農業会議では、大阪府高度利用農地確保事業を活用し、農業委員会、大阪府北部農と緑の総合事務所と連携し、当地区で農地利用の意向を調査し、貸したいと回答した場合は、詳細な条件（貸付対象者、貸付期間、貸付賃料、ハウスや永年性果樹の可否、接道状況など）を聞き取った
- ・当地区はほ場整備が完成していることから、対象農家は当地区の地権者全員（51戸）とし、これらの農家に農地利用意向調査票を郵送した
- ・この調査に返信や連絡のあった40戸に対して、宛先不明等で返信された地権者の状況等を聞取り、5筆の所有者不明農地の地権者5名を特定した
- ・農業委員会にこの5名の戸籍等取得を依頼し、転居先や相続人が判明した
- ・この5名に対し、再度、今後の農地利用の意向調査票を郵送し、3名からはすでに農地を貸している旨の連絡があり、残る2名は連絡がないため、今後も問い合わせを行うが、所在が判明したため、所有者不明の状態は解消された
- ・府事業を活用し、当該地区の全農家を対象に調査を行ったため、確実に所有者不明農地の探索が行うことができた
- ・一方で、全農家へ聞取りの過程で所有者不明農地の情報を収集したため、探索に7か月を要し、所有者不明農地の地権者の意向確認が3月となった

右図
能勢町地黄地区の支援地域
(赤線の範囲)

所有者が判明し、
農地を貸借している
連絡なし

農地①～③
農地④、⑤



【別添】

所有者不明農地の解消プロセス（ロードマップ）

農業委員会名：能勢町農業委員会

支援地域名：地黄

番号	地域内における所有者不明農地		所有者不明農地の状況（農地の集積・集約化への支障）		最終目標	支障状況区分	解消に向けた取組の内容				実施状況・課題 (実施月日：○月○日)	備考	
	所在	面積 (ha)	状況 (支障区分)	具体的な状況			農業委員会の取組		農業会議の支援・取組	その他関係機関の連携・協力			
							実施時期	取組内容					手法
1	能勢町地黄2025、2031、2225-1、2243、2217-1	合計1.1ha	未相続	能勢町地黄地区では平成6年度に農家意向調査を実施。この意向調査時、あるいはその後、所有者が転居あるいは死亡したが相続ができていない農地が5筆ある。地黄地区は一団のほ場整備済みで高低差も少なく、地域には農地を貸し出したとする農家が多い。しかし、これらの未相続の農地が面的な貸借を妨げている。	令和8年3月までに相続人を特定、農地利用の意向を確認し、地域計画上の受け手への集積・集約化の同意を取り付ける。	所有者・相続人探索	5月中旬	能勢町農業委員会事務局と事業打合わせ		関係機関打合わせ	大阪府農政室、北部農と緑の総合事務所	終了 5月13日	
							6月上旬	能勢町農業委員・推進委員への事業概要説明		農業委員・推進委員に事業概要を説明し、所有者不明農地の所有者・相続人に対する情報提供を依頼	大阪府農政室、北部農と緑の総合事務所	6月9日の農業委員会総会で実施	
							6月下旬	能勢町農業委員会事務局と事業打合わせ		町と地黄地区内での調査方法について打ち合わせ	大阪府農政室、北部農と緑の総合事務所	終了 6月23日	
							7月中旬	地黄地区農業委員、推進委員と事業打ち合わせ		農業委員、推進委員に所有者不明農地の状況を確認		終了 7月11日	
							10月上旬～下旬	所有者名農地の情報確認		農業委員、推進委員、地域農業者に所有者不明農地の状況を確認		延べ4回	
							11月中旬	能勢町農業委員会事務局と所有者不明農地の探索結果の報告について打ち合わせ		所有者不明農地の探索結果を報告。5名の所有者不明農地の地権者を特定。		終了 11月17日	
							1月上旬	能勢町農業委員会事務局に戸籍等の収集・情報整理を依頼	農業委員会に戸籍の取得を文書で依頼			終了 1月6日	
							2月中旬	相続人へ農地利用意向確認資料を送付	戸籍で特定した相続人に郵送	農地利用意向のヒヤリングを実施		2月13日	
							2月中旬	相続登記への働きかけを行うとともに現状の農地利用状況について確認	相続人3名から連絡を受け、農地は貸借していることを確認			2月13日、2月18日、2月24日	

- 注) 1. 「地域内における所有者不明農地」欄には、所有者不明農地の状況（支障区分、具体的な状況）別に、農地の所在及び面積を記載して下さい。
2. 「所有者不明農地の状況」欄には、数次相続、遊休農地化、土地改良事業の実施予定等、所有者不明農地の解消に向けた支障区分（課題）とその具体的な内容を記載して下さい。
3. 「最終目標」欄には、所有者特定、相続登記、農地バンク事業による利用権設定への同意、所有者不明農地制度の活用など、解消目標と時期を記載して下さい。
4. 「解消に向けた取組の内容」欄には、所有者不明農地の解消に至るまでの取組別に実施時期、内容、農業会議や関係機関等による支援について具体的に記載し、定期的に記載内容を更新して下さい。
5. 「実施状況・課題」欄には、農業会議と協議の上、進捗状況及び取組開始後に生じた課題等の内容を記載し、定期的に記載内容を更新して下さい。